

前回までは、インサイダー取引をはじめとする不公正取引について、注意を含めて述べたところであるが、今回は証券市場に蔓延する詐欺的行為などに対する注意を促すこととした。

●証券市場における詐欺的行為

今、詐欺といえば「振り込め詐欺」による高齢者の被害が後を絶たないところであるが、証券市場でも詐欺的行為や悪徳商法が横行している。特に、未公開株や社債の投資話で被害に遭うケースが増加しており、犯罪集団が振り込め詐欺から未公開株詐欺にシフトしてしまった。この報道もある。これらも高齢者が被害に遭う割合が多いようだが、学生をはじめとした若年層にも着実に魔の手は伸びていると考えられる。そこで、自らが被害に遭わない、また、友人・知人に遭わせないといった意識が必要である。

●金融庁などの職員を装った勧誘行為について

昨年の二月頃から、金融庁や証券監視委に対し、次のような情報が寄せられている。

監視委員会はこれを連想させる組織を名乗る者達が、「未公開株の被害調査を行っての注意喚起及び学生を指導する教育関係者へのメッセージを寄せていただいた。(3回連載)

「NPO法人証券監視委員会」が未公開株の買い増しと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の勧誘などを実行する。・未公開株被害者のため会社に対して買取り交渉を行つてゐる。

注意願いたい。
株式による詐欺は
電話詐欺と違つて、発
生時間がかかり、
あるいは犯罪集
団を対象とした
もの最近、一
件の注意喚起——
●無登録業者
rt/warning.
http://www.
go.jp/secc
セカイドー上場会社
の連絡等への
注意願いたい。
視委員会
課長補佐 高橋祐二
じるため資金
じじう。と
公開株には関わ
じじう。もし連
絡を受けた場合に
の警察署に相
談する事件が相
次する時代です。元
業者は、「今は
の時代です。元
に保証してくる
もの情報提供を
行なうのが認可

健全な証券投資を行うために —証券市場に関する学生への注意喚起—

(1)

近年、金融危機の中で市場の混乱に乗じた不正取引が（若干層も含め）増加傾向にある。そこで証券取引等監視委員会から、学生の証券取引への注意喚起及び学生を指導する教育関係者へメッセージを寄せていただいた。（3回連載）

前回は、インサイダーの後輩は、銀行で企業取引規制と注意点を述べたところであるが、今回は具体的な事例を通じて注意を促すこととした。

● インサイダー取引事件の概要

情報受領者による具体的な摘発事件について紹介したい。

一例目は、大手銀行の元行員が（情報受領者）銀行勤務時の後輩から上場会社の経営陣が自社買収（MBO：重要事実）を行つてから未公表情報

を行うこと、公表前に当該上場会社の株式を賣り付け（重要事実）に関する行為者（役員秘書）の弟

行行為者は役員秘書の弟であるが（情報受領者）会社の株式を賣り付け、役員秘書との何気ない

以上の例においては、
「美」を知つて違反行為
及んだものである。
情報伝達した会社関
係者等の希薄な情報管理
識が違反行為に繋がつ
ともいふため、渡ら
た本人の知らないうち
第三者を犯罪者にする
れがあつてこそ肝心錢
たとして「重要事実」を知
たとしてもその情報を
族や友人などに決して
漏さないということを教
訓としていたいただきたい。
※その他の摘発事件
については、「証券監視
の活動状況」や「課徴

先に抜けたとして、幸運が儲かつて面白
りで、続けてしま
「他の投資家も
つな見せ玉等の行
てしているから自分
だ」、「たぶん
捕まることはな
」「」、これらの言
①課徴金、②
●違反の効
インサイダ
反者に対する
監視委員会
説課長補佐
高橋祐一
の犯行当時の
判で明らかとな
である。
は、仮想の取引
して市場経済の
學ぼうとするサ
い。一方、利
てほ5年以下の大
くほ5〇〇万円
するが、次第
優先の姿勢
する。

健全な証券投資を行うために —証券市場に関する学生への注意喚起—

1

の共有や緊密な情報交換が不可欠であるとともに、その連携強化を図っており、また、市場参加者との対話、市場関係者に対する情報発信も強化しているところである。今回、このような形で開催させていただくな

な証券投資を行 券市場に関する学生、

視委が調査・検する証券市場で取引は、インサ等を行うこと、株価操縦による証券市場では、公表前に「株券取引規制(粉飾)」が与えられていく。一方で、本稿ではイーダー取引とほり、一般的な投資者も、この立場をめ、「重要事実」を知らなければ、一般的な行為が必要である。しかし、会社の役職員などに繋がる。「決算見込み修正」で、本稿ではイーダー取引を中心にして、「重要な情報」を及ぼす上場企業の情報を的確に伝えること、一般の投資家がその情報に接する機会を増やすこと、これが、一般的の投資家が与えられていく。これらは、金融商品の「取扱い規則」によるものである。

このことから、市場においてインサイダー取引が規制されたりなど、一般的の投資者にとって著しく不和となるばかりでなく、市場の公正性・健全性が損なわれ、投資者が保護に重大な支障を来すことがある。つまり、インサイダー取引が放置されると、やがては投資者の離反を招き、証券市場に対する投資者からの信頼を失つてしまつことになり、そのような状態にならぬと、投資者の多様な資金運用と上場会社の円滑な資金調達という証券市場の基本的な役割が果たせなくなり、我が国の国民経済の健全な発展に利用し、民衆の財産を保護する」との間に、「の公表をする」とかねばならぬ。